振動規制法第2条第1項で定める特定施設(振動規制法施行令第1条)

1	金属加工機械	イ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)
		ロ 機械プレス
		ハ せん断機 (原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
		二 鍛造機
		ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上
		のものに限る。)
2	圧縮機 (原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上の	
	ものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並び	
	にコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10 キロワット	
	以上のものに限る。)	
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー
		ロ チッパー (原動機の定格出力が2.2 キロワット以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2 キロワット以上のものに限る。)	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キ	
	ロワット以上のものに限る。)	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)	